

F 使用済み農薬容器の洗浄とその処分方法

使用済み容器中の残存農薬の除去法

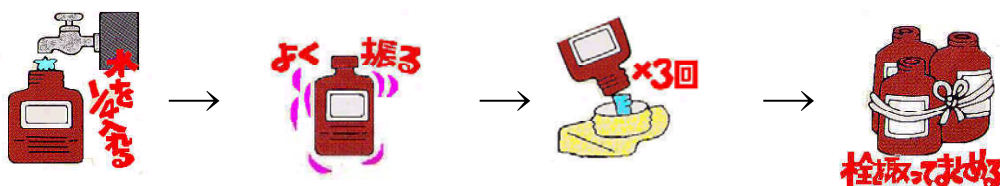
(1) 袋状の容器

- ① 散布機や希釈用容器に中身の農薬を移す。
- ② 軽くたたいて内面への付着分を散布機や希釈用容器に入れる。
- ③ 空袋は畳んで保管する。



(2) ビン・缶状の容器

- ① 散布機や希釈用容器に中身の農薬をボタ落ちが無くなるまで逆さまにして移す。
- ② 空容器に約4分の1の水を入れてよく振り、もとの散布液の中に移す。
- ③ この作業を3回繰り返し、まとめて保管する。



(3) 揮発性農薬（例えばクロルピクロン剤等）の入った缶状の容器

缶の中のクロルピクロン等は、できる限り使い切る。

缶の側壁面にわずかに残った液は次の手順で処理し、空き缶は完全に臭気を抜く。

【使用済み缶の残液・残臭処理手順】

① 残液処理

- ・ 周囲に影響を及ぼさない場所に、小さな窪みを作り、缶の口栓を外し缶を逆さにし、窪みの中に収まるように倒立させる。
- ・ 缶が倒れないよう、土寄せをする。この時、缶の中の残液が出やすくなるよう、傾かないように立てる（1～2日で缶の残液はなくなる）。

② 残臭処理

【その1】

- ① そのまま、缶を倒立させておくと、中の臭気は徐々に抜けていく（ほぼ1か月で臭気は抜ける）。
- ② 1か月後、缶を再度ひっくり返して上向きにし、臭いを確認する。臭いが残っていればそのまま1週間静置して、完全に臭いがなくなるのを待つ。

【その2－短期間で確実に臭気を抜く方法－】

- ①上記残液処理をして、口栓を開け、缶の底面に3, 4箇所、穴を開ける。
- ②周囲に影響のない場所に缶を横倒しにし、風通しが良くなるようにし、缶が風で転がらないように、2～3缶をロープ等で束ねる（約3日で臭いは抜ける）。
- ③残臭処理後、臭いが完全に抜けたことを確認して、ほ場から回収する。

(4) エアゾール缶

中身の農薬を使いきったのち、火気のない戸外で噴射音が消えるまでガスを抜く。

残存農薬を除去した空容器の処分方法

- (1) 市町村が回収・処分しているところでは、定められた方法により処分する。
- (2) 農薬の空容器を適正に回収処分するシステムが確立しているところでは、当該システムにより処分する。
- (3) 農家等農薬空容器の排出事業者が、自ら産業廃棄物業者に処理を委託する。

容器内に残った農薬

- (1) 使用後に残った農薬

密封し、食品と区別して鍵のかかる場所に保管し、有効期限内に使用する。

禁止事項

- ・容器に農薬を残したまま廃棄しない。
- ・容器に残った農薬は誤用、誤食を避けるため、他の容器に移しかえない。
- ・使用後に残った農薬及び使用済み容器に付着した農薬は、河川、湖沼、用水路・下水等の水系に廃棄しない。

- (2) 残った希釈液の処分方法

- ①種子消毒剤等で、その残液の処分方法が技術資料等に記載されているものは、その方法に従う。
- ②気象等の悪条件で大量に残った場合は、当該製品の製造会社に処分方法を問い合わせる。
- ③廃液処理装置が設置されている場合は、これで適切に処理する。

禁止事項

残った希釈薬液は河川、湖沼、用水路、下水等の水系に廃棄しない。

- (3) 容器及び散布器具等の洗浄液

- ①空容器及び散布器具等の洗浄液は、同じ薬液調製時の希釈水として使用し、ほ場に散布して使い切る。
- ②薬液調製時の希釈水として使用できない場合は、ほ場内で農作物の植え付けされていない土壌表面に散布するか、廃棄処理装置が設置されている場合は、それらを有効に活用し適切に処理する。

禁止事項

洗浄液は河川、湖沼、用水路、下水等の水系に廃棄しない。